



## いきいき教室・ふれあい教室

町では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らすための介護予防事業に取り組んでいます。健康づくりや介護予防について学ぶ「いきいき教室」と高齢期の食生活を考える「ふれあい教室（お弁当あり）」を次のとおり開催しますので、参加を希望する人（グループ）はお問い合わせください。

- **開催時期** 11月から平成28年2月まで。時間は午前10時から（2時間程度）
- **対象** ▷いきいき教室 = 10人以上で集まることができる65歳以上の人のグループ▷ふれあい教室 = 20人以上で集まることができる65歳以上の人のグループ（※ただし、今年度、老人クラブで教室に参加した人や参加を予定している人は除きます）
- **ところ** グループの代表者と話し合いのうえ、決定します
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

## 乳幼児健診・相談

11月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	11月12日(木)	平成27年6月16日から 平成27年7月15日生まれ
7か月健診	11月26日(木)	平成27年3月27日から 平成27年4月30日生まれ
12か月健診		平成26年11月1日から 平成26年11月30日生まれ
1歳半健診	11月5日(木)	平成26年4月2日から 平成26年5月5日生まれ
3歳児健診		平成24年10月2日から 平成24年11月5日生まれ
乳幼児相談	11月25日(水)	平成27年8月30日から 平成27年9月26日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください

## 秋の総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。受診を希望する人は健(検)診希望日の1週間前までに電話でお申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入してご返送ください。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健(検)診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

とき	ところ
11月15日(日)、16日(月)、17日(火)	総合福祉センター

- **受付時間** 午前8時30分から10時30分まで
- **健(検)診内容** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、特定健診、基本健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

## 母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）



## 高齢者インフルエンザ予防接種

10月からインフルエンザの予防接種が始まっています。インフルエンザが本格的に流行する前に予防接種を受けましょう。

- **接種期限** 平成28年3月31日
- **対象者** ①65歳以上の人②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人
- **接種費用** 1,000円。なお、生活保護世帯の人は無料（診療依頼書が必要）になります
- **接種できる医療機関** 福岡県内の指定医療機関 ※事前に予約が必要です





# Support

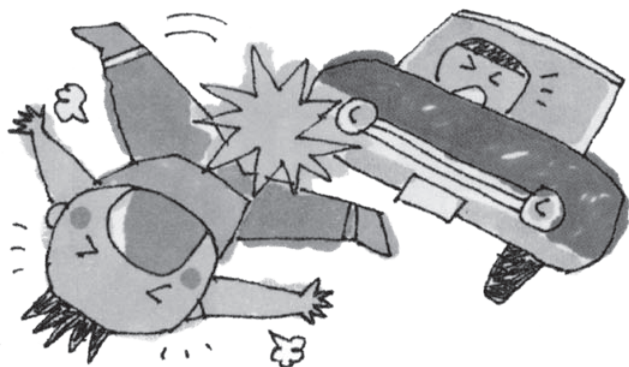
## 交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、特別な事情がない限り、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

**警察と  
役場国保年金係に  
必ず届け出を**

**医療費は加害者が  
負担します**

**示談をするときには  
慎重にしましょう**



交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課国保年金係にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので、注意しましょう。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担すべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうになると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

**国保税は  
しっかり納めましょう**

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる場合がありますので、お気をつけください。

● **必要なもの** 保険証、印かん、事故証明書

① **まず落ち着いて**  
落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

② **相手を確認**  
ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③ **必ず警察へ連絡を**  
警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。



④ **示談は国保へ届けてから**

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが第一ですが、万一のための心掛けは、しっかり持っておきましょう。